

令和4年第2回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第2号～報告第6号 (降壇)
- 2 議案第41号～議案第53号 (降壇)

令和4年6月3日提出

伊佐市長

令和4年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第2号から報告第6号までについて説明申し上げます。

まず、報告第2号「令和3年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対応策関連に伴う繰越事業として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ほか2事業、令和3年7月豪雨災害関連に伴う繰越事業として、菱刈庁舎管理事業ほか7事業、それ以外の繰越事業として、法制・議会関係事務事業ほか18事業、総額23億6,239万1千円のうち15億3,373万5千円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第3号「令和3年度伊佐市一般会計予算事故繰越し繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年7月豪雨による災害復旧事業が令和3年7月9日から11日にかけての梅雨前線豪雨により再度被災したため、令和3年度内の完成が困難となったことから198万1千円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第4号「令和3年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、国保事務処理標準システム導入事業4,180万円の全額を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第5号「令和3年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、農業集落排水施設災害復旧事業の1,220万9千円のうち1,195万7千円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第6号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第27期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

令和4年3月末の給湯先件数は、昨年度同様16件で、給湯量は、前期末と同量の毎分735リットルであります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金389万2,466円及び売掛金3万円の合計392万2,466円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用10万円、未払

法人税等 7 万 1 千円及び預り金 7 万 2 千円、資本金に 300 万円、剰余金に前期繰越利益 73 万 5,153 円、当期純損失 5 万 5,687 円の合計 392 万 2,466 円であります。

次に、3 ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で 197 万 8,800 円であり、これから売上原価 167 万 8,094 円及び一般管理費 28 万 5,445 円を差し引いた営業損益は 1 万 5,261 円の黒字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は 1 万 5,313 円となり、これから法人税及び住民税等 7 万 1 千円を差し引いた当期利益は、マイナス 5 万 5,687 円となり、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、67 万 9,466 円であります。

次に、4 ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が 30 株ずつの計 60 株保有しております。一株 5 万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は 67 万 9,466 円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、367 万 9,466 円となります。

次に、第 28 期事業計画書の 1 ページをお開きください。

第28期事業計画書について説明申し上げます。

売上高は197万9千円を見込んでおります。

原価計は168万円、一般管理費は25万円、営業利益は4万9千円となり、これに法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益はマイナス2万2千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告5件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第41号から議案第53号までについて説明申し上げます。

まず、議案第41号から議案第44号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第41号は、「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免の対象となる期間を1年間延長する改正を行ったものであります。

議案第42号は、「伊佐市税条例等の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、2.5パーセントとすること、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5パーセントの控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することなどの所要の改正を行ったものであります。

議案第43号は、「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布等に伴い、国民健康保険税の負担の公平性の確保を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げをするなどの、所要の改正を行ったものであります。

議案第44号は、「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第1号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費について所要の措置を講じたもので、民生費につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億7,150万円とするものであります。

これら4件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第45号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、鹿児島県が飲食店等に対する営業時間短縮等の要請をしたことに伴い、利用者の減少で大きな影響を受けた市内タクシー事業者等への支援や自治会の感染防止に要する経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、保育所、放課後児童クラブ、介護及び障害福祉サービス事業所等の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費などについて新たに措置し、衛生費につきましては、同じく医療機関の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、新規就農者の経営開始や機械等の導入に要する経費について新たに措置し、商工費につきましては、市内経済の活性化対策として、伊佐プレミアム商品券やキャッシュレス決済に伴うポイント還元に要する経費について新たに措置しております。

教育費につきましては、市立図書館の蔵書がインターネット上で検索可能となるシステムの導入に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました。これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金及び諸収入をもって充当しております。



この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,640万円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、小中学校等電子複写機賃貸借料について新たに措置しております。

次に、議案第46号「伊佐市議会議員又は伊佐市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市議会議員選挙又は伊佐市長選挙における候補者が使用する選挙運動用ビラ作成の公費負担などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の報酬の算定方法について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号「伊佐市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から23年を経過した第9分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を、株式会社鹿児島消防防災と令和4年5月6日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号「財産の減額譲渡」について説明申し上げます。

本件につきましては、湯之尾地区地盤沈下移転先市有地の賃借人である林洋一氏に住宅敷地として、市有地を減額して貸付けておりましたが、本人から減額譲渡の要望があり、湯之尾地区地盤沈下の移転先地であることを考慮し適正譲渡価格から60パーセントを減額した価格で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号「財産の減額譲渡」について説明申し上げます。

本件につきましては、湯之尾地区地盤沈下移転先市有地の賃借人である坂本ハル子氏に住宅敷地として、市有地を貸付けておりましたが、本人から減額譲渡の要望があり、湯之尾地区地盤沈下の移転先地であることを考慮し適正譲渡価格から60パーセントを減額した価格で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「新市まちづくり計画の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、新市まちづくり計画について、新庁舎建設事業等に合併推進債を活用できるよう、計画期間の「令和5年度まで」に、『実施設計に着手した事業については、令和8年度まで』という文言を追加等するもので、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号「固定資産評価員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助させるため、税務課長である永里浩信氏を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案13件について説明いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———